

指定病院等における不在者投票事務要領

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により、都道府県の選挙管理委員会は、その長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設を指定することができるとされています。

この「不在者投票事務要領」は、福島県選挙管理委員会が指定する病院等での不在者投票の取扱いについて説明するものです。

令和8年9月

福島県選挙管理委員会

目 次

I はじめに

1 不在者投票制度とは -----	1
2 特に留意すべき点 -----	1
3 どのような方が不在者投票をすることができるか -----	2
4 不在者投票管理者となる者 -----	3
5 不在者投票管理者の主な仕事 -----	3

II 事務手続について

1 投票用紙等の請求の方法 -----	4
(1) 投票用紙等の請求 -----	4
(2) 請求に必要な文書 -----	4
(3) 点字で投票しようとする場合 -----	4
(4) 最近県内の市町村間で住所異動された方（引越した方）が、 県知事選挙及び県議会議員選挙の投票をする場合 -----	5
2 投票用紙等の交付 -----	5
3 投票用紙等の受領 -----	6
4 不在者投票のできる期間及び時間 -----	8
5 投票記載場所の設備 -----	8
6 投票立会人 -----	8
7 不在者投票の方法 -----	11
(1) 不在者投票をさせる前に不在者投票管理者がしなければならないこと -----	11
(2) 投票するときの手続 -----	11
(3) 代理投票を希望する方がいるときは -----	12
(4) ベッドの上で投票できるか -----	13
8 特殊な投票や手続 -----	14
選挙人が船員の場合の手続 -----	14
9 不在者投票の送致等 -----	14
10 不在者投票事務処理簿 -----	14
11 手続の不備のため無効とされる投票 -----	14
12 選挙執行の周知 -----	15
13 経費の精算 -----	15

(巻末) 参考資料等

○ 不在者投票の流れ〔図〕	-----	17
○ 様式例（1～13）	-----	18
○ 福島県公職選挙等執行規程（関係条項のみ）	-----	33
○ 不在者投票に関する施設の指定に伴う事務処理要綱	-----	34
○ 市町村選挙管理委員会一覧	-----	40
○ 県選管地方事務局（県地方振興局）一覧	-----	42
○ 都道府県選挙管理委員会一覧	-----	43

【凡例】

法：公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

令：公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）

規則：公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）

基準法：国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）

I はじめに

1 不在者投票制度とは

不在者投票とは、次の選挙人が、投票当日投票主義の例外として、投票日の前でも投票することができる制度です。

【不在者投票ができる選挙人】

○選挙の当日（投票日）に一定の事由があるため、投票所におもむいて投票することができないと見込まれる選挙人（法 49①）

○身体に重度の障がい等があるために投票所におもむいて投票することができない選挙人（法 49②）

不在者投票は、一般投票の例外的な制度であり、不正の混入を避け、選挙の公正を確保するため、法令等で詳細な手続が規定されています。

2 特に留意すべき点

不在者投票の管理は、選挙が民主主義の基本をなすものであることに鑑み、選挙の公正を期するため法令に則り適正な事務処理により行う必要がある一方で、選挙人に気持ちよく投票してもらう必要があるという二つの要請を調和させなければなりません。このため、その管理執行には十分な配慮が必要です。

指定病院等の長で、不在者投票管理者になられる方々は、本来の職務のほかにこの仕事をしていただくこととなりますが、このような点を十分認識の上、公正な投票管理を行う必要があります。次に述べる点には、特に留意願います。

(1) 事務処理計画を立て、円滑な事務処理を

不在者投票は、投票日前に選挙人に投票させる例外的な制度であるため、その取扱いには厳格にし、前もって全体の分担事務について計画を立て、円滑かつ適正に事務処理ができるようにしてください。

(2) 選挙管理委員会の説明会等には参加を

県又は市町村の選挙管理委員会が説明会を開く場合には必ず出席の上、事務執行に当たっての注意点の確認をしてください。

(3) 法令等を基に処理を

投票事務に当たっては、勘や過去の経験、思い込みに頼らず、常に法令、実例及び判例等に根拠をおいて適切に処理してください。この場合、疑わしい点については、自分の考えだけで処理せず、お近くの市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会に問い合わせの上処理してください。

(4) 選挙管理委員会の連絡先の事前確認を

投票事務は、確実さと迅速さが要求されますので、緊急な事務処理を必要とする場合の対策を市町村選挙管理委員会と十分に打ち合わせておくとともに、緊急連絡のための市町村選挙管理委員会等の電話番号等を事前に確認しておいてください。

(5) 投票は、秘密保持&選挙人の自由意思で

選挙事務の管理執行に当たっては、自由・公正・平等をモットーとし、投票させるときは、投票の秘密保持を期し、また、選挙人が自由な意思で投票できるよう配慮してください。

(6) 投票立会人は1人以上

投票させるときは、投票立会人を最低1人立ち会わせなければなりませんが、この立会人には「投票立会人」の腕章を付けさせる、投票立会人の机の上に表示する等、投票立会人であることを明らかにしてください。

(7) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票補助者は罰則規定に注意

不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、法第255条の規定により、それぞれ一般の投票と同様に、「職権濫用による選挙の自由妨害罪（法226）」、「投票の秘密侵害罪（法227）」、「投票干渉罪（法228）」、「投票偽造罪（法237④）」、「立会人の義務を怠る罪（法238）」等の罰則の適用がありますので、これらに触れることのないよう十分に注意してください。

(8) 不在者投票管理者の地位を利用した選挙運動は禁止

不在者投票管理者は、法第135条第2項の規定により、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

「不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味であり、例えば、病院長が不在者投票の対象となる入院患者に対して、その診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反となりますので注意してください。

3 どのような方が不在者投票をすることができるか

指定病院等において投票できるのは、次のいずれかに該当する選挙人です。

【指定病院等で投票できる選挙人】

○疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害又は産じょくにあるため、歩行が困難と見込まれる方で、指定病院等に入院中又は入所中の選挙人（法49①、48の2①Ⅲ）

○選挙人の属する投票区外にある指定病院等に入院中又は入所中の選挙人

（法49①、48の2①Ⅱ）

4 不在者投票管理者となる者

- (1) 指定病院等に入院中又は入所中の選挙人の不在者投票に係る不在者投票管理者は、以下のとおりです。

- ① 指定病院等に入院中又は入所中の選挙人自らが投票用紙等の請求をした場合
 - ア 選挙人が現に所在し若しくは居住する地（名簿登録地以外）の市町村選挙管理委員会の委員長（令 55①）
 - イ 当該指定病院等の長（令 55②）
- ② 指定病院等に入院中又は入所中の選挙人の依頼を受けて指定病院等の長が投票用紙等の交付の請求をした場合
 - ア 当該指定病院等の長（令 55④Ⅱ）

- (2) 指定病院等の長が候補者となった場合又は外国人の場合

指定病院等の長が候補者となった場合又は外国人の場合は、不在者投票管理者となることができません。（令 55⑧）

- (3) 指定病院等の長が候補者となった場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が(2)に該当する場合又は指定病院等の長に事故があり、若しくは欠けた場合は、その職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。（令 55⑨）

【！】 令和4年4月の公職選挙法施行令の改正により、病院における不在者投票管理者の職務代理者について、「医師又は歯科医師」に限られていた規定が削除され、事務長等その他の職員も不在者投票管理者の職務代理者になることができることとなりました。

5 不在者投票管理者の主な仕事

- (1) 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定を行います。

- (2) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行します。その担任する事務の主なものは、次のとおりです。

- ① 選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。（令 50④）
- ② 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。（令 53④）
- ③ 投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。（令 58①②）
- ④ 選挙権を有する立会人を選任し、不在者投票に立ち会わせること。（令 58③、56③）
- ⑤ 不在者投票記載場所の設備をすること。（令 58④、32）
- ⑥ 代理投票の申請を受け、その諾否を決定すること。（令 58④、56④⑤）
- ⑦ 投票の終わった不在者投票を送致すること。（令 60①Ⅰ）

Ⅱ 事務手続について

1 投票用紙等の請求の方法

投票用紙等を請求する方法は、入院中又は入所中の選挙人からの依頼によって指定病院等の長又はその代理人が代わって請求するのが一般的ですが、選挙人自らが請求することもできます。

入院中又は入所中の者の投票用紙等の請求の依頼については、本人の意思を十分確認した上で行ってください。

(1) 投票用紙等の請求

選挙人として登録されている選挙人名簿の属する市町村選挙管理委員会の委員長に対して選挙期日(投票日)の前日までに請求します。この場合、選挙期日の告示（又は公示）以前においても請求することができます。（令 50①④）

請求することができる時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 8 時までですが、請求先の市町村選挙管理委員会がこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻までに請求しなければなりませんので、請求先の市町村選挙管理委員会に問い合わせてください。（法 270 の 2、令 142 の 2①Ⅰ）

なお、請求は、直接又は郵便等によることとなっています。

(2) 請求に必要な文書

① 指定病院等の長又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合（令 50④）

投票用紙等請求書（様式例 1）

【！】 選挙人に代わって請求する場合の「入院中又は入所中の者の依頼」は口頭でも差し支えありませんが、不在者投票が有効に行われたかどうかを争訟等の際に立証する場合、貴重な資料となりますので、様式例 2 のような「依頼書」を提出させることが適当である。

② 選挙人が自ら請求する場合（令 50①） **請求書兼宣誓書（様式例 3）**

不在者投票事由に該当すると見込まれる旨を申し立て、かつ、その申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書（令 52）

【！】 指定病院等の施設内で投票しようとする旨を併せて申し立ててください。（令 50①）

(3) 点字で投票しようとする場合

選挙人が点字によって投票しようとする場合に指定病院等の長が選挙人に代わって請求するときは、投票用紙等請求書（様式例 1）の備考欄にその旨を記載します。

（令 50③④）

(4) 最近県内の市町村間で住所異動された方（引越した方）が、県知事選挙及び県議会議員選挙の投票をする場合

県内のある市町村に3か月以上住民登録があり、その市町村から現在の市町村に（県外の市町村を経由せずに）引越された方が、指定病院等で県知事選挙及び県議会議員選挙の不在者投票をしようとする場合は、次のア又はイのいずれかの方法をとる必要があります。（法 44③）

ア 不在者投票の投票用紙等の請求書の備考欄に「引続居住」と記載し、元の住所地の市町村に請求してください。請求書を受け取った市町村は、住民基本台帳法に基づき、引き続き居住をしているかどうかの確認をすることになります。（令 34 の 3）

イ 現在の住所地の市町村（又は元の住所地の市町村）をはじめとした、いずれかの市町村に申請し、引き続き県内に住所を有する旨の証明書の交付を受け、投票用紙を請求する際に添付してください。（令 34 の 2）

2 投票用紙等の交付

市町村選挙管理委員会は、前記 1 による投票用紙等の請求を受けた場合は、選挙期日の告示（又は公示）の日の翌日（郵便等をもって発送するときは、選挙期日の公示又は告示の日以前において市町村選挙管理委員会の定める日）以後に、投票用紙及び不在者投票用封筒等を、交付又は郵便等をもって発送します。（令 53①）

なお、交付の相手方は、次のとおりです。

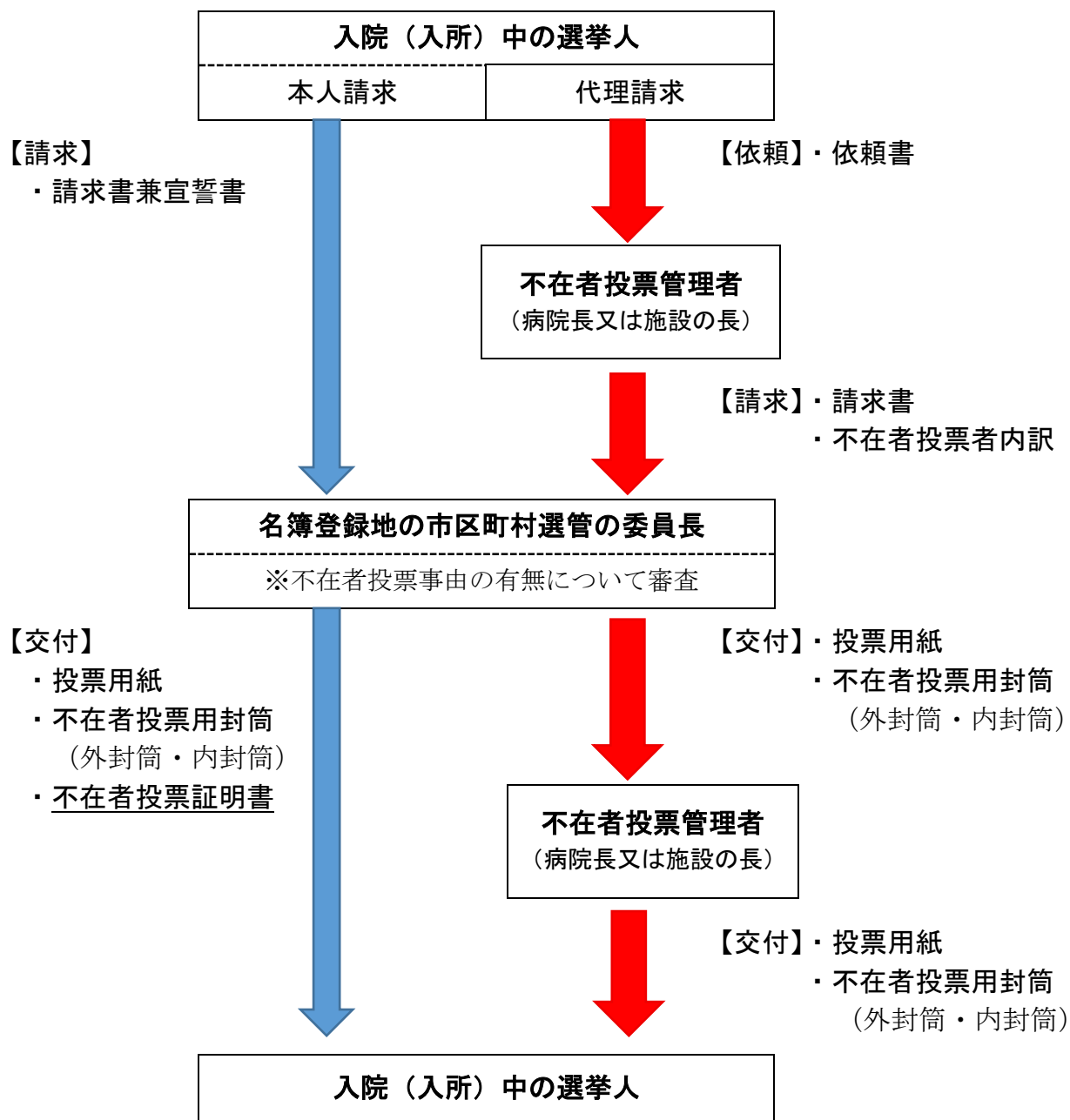
- 指定病院等の長又はその代理人が選挙人に代わって請求した場合
 - ⇒ 当該指定病院等の長又はその代理人に対して
- 選挙人自らが請求した場合
 - ⇒ 当該選挙人に対して

3 投票用紙等の受領

選挙人の依頼によって投票用紙等を請求した指定病院等の長は、請求先の市町村選挙管理委員会から投票用紙及び不在者投票用封筒（様式例 4）を交付された場合は、次の措置をとらなければなりません。

- (1) 不在者投票用封筒の表面に、選挙の種類が記載（令 53①）されているかどうか、選挙管理委員会の印が表示されているかどうかを確認します。
- (2) 点字投票による旨の請求をした場合に、交付された投票用紙に点字投票である旨の表示（令 53③）がされているかどうかを確認します。
- (3) 以上の事項を確認後、直ちに投票用紙及び不在者投票用封筒を依頼した選挙人に渡します。（令 53④）

なお、不在者投票をする期日を定める場合（次の 4 を参照）、当該選挙人の了解を得るのであれば、その期日まで、当該選挙人の投票用紙等を指定病院等の長が保管することは差し支えありません。ただし、投票用紙等は、交付された市町村ごとに保管するようにし、決して混同することがないように十分に注意してください。



4 不在者投票のできる期間及び時間

選挙期日の告示（又は公示）の日の翌日から選挙期日（投票日）の前日までの、毎日午前8時30分から午後5時までです。（法270、令58①）

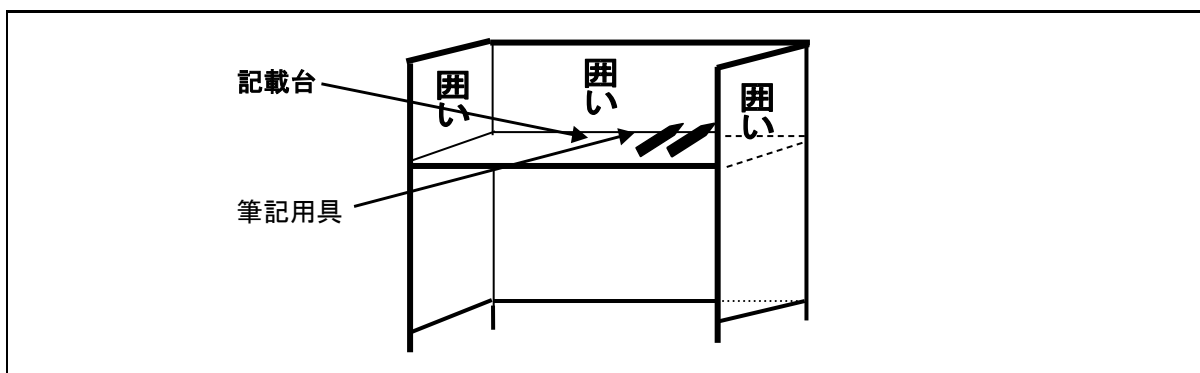
なお、上記の期間内で不在者投票をする期日を定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に投票したい旨の申し出があった場合は、これを拒否することはできません。

5 投票記載場所の設備

- (1) 不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また、投票用紙の交換やその他の不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければなりません。（令58④、32）

投票記載場所の配置例（P.18の不在者投票の流れ）も参考にしてください。

- (2) 投票記載場所に候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示してあるときは、撤去しておかなければなりません。（法143①V、145①）



【設備例】

※投票記載場所でない場所（例えば、投票記載場所の外の、入口近くの廊下等）に、選挙公報や候補者の氏名の一覧を置いておくなどの便宜供与は差し支えありません。

6 投票立会人

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を最低1人投票立会人として選び、立ち合わせなければなりません。

◆◆◆ 注意 ◆◆◆

【投票無効】

投票立会人の立会いなく行われた投票は無効になります。

【他の職との兼務】

投票立会人は、不在者投票管理者・代理投票の補助者、事務従事者等を兼ねることはできません。

【全ての不在者投票手続に立会い】

投票立会人は、投票用紙の記載から外封筒の受理（署名）までの全手続に立会う必要があります。（令58③、56③）

◎外部立会人における公正確保等

指定病院等の不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち合わせる等により、不在者投票の公正な実施確保に努めなければならない。(法 49⑩)【平成 25 年改正】

(1) 外部立会人の選任等の手続

① 市町村選管への選定依頼【指定病院等→市町村選管】

指定病院等の不在者投票管理者は施設所在地の市町村選挙管理委員会に連絡し、希望日程等を伝え、外部立会人の**選定依頼【様式例 9】**をする。依頼を受けた市町村選挙管理委員会は、外部立会人候補者名簿の中から選定に向けた調整を行う。

※ 市町村選挙管理委員会での選定には一定の時間を要しますので、日程に余裕を持った連絡をお願いします。

② 外部立会人の選定通知【市町村選管→外部立会人】【市町村選管→指定病院等】

市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人へ**選定通知**が交付される。また、指定病院等の不在者投票管理者に対して、**外部立会人選定通知【様式例 10】**が交付される。

③ 立会人選任書の交付【指定病院等→外部立会人】

指定病院等の不在者投票管理者は、外部立会人に対し**立会人選任書【様式例 11】**を作成し交付する。(承諾書の様式【様式例 12】を同封する。)

④ 立会人承諾書の受領【外部立会人→指定病院等】

指定病院等の不在者投票管理者は、外部立会人から**立会人承諾書【様式例 12】**を受領する。

⑤ 指定病院等における不在者投票の実施

指定病院等の不在者投票管理者は、外部立会人の立会いの下、不在者投票を実施。

⑥ 外部立会人に対する報酬等の支払い

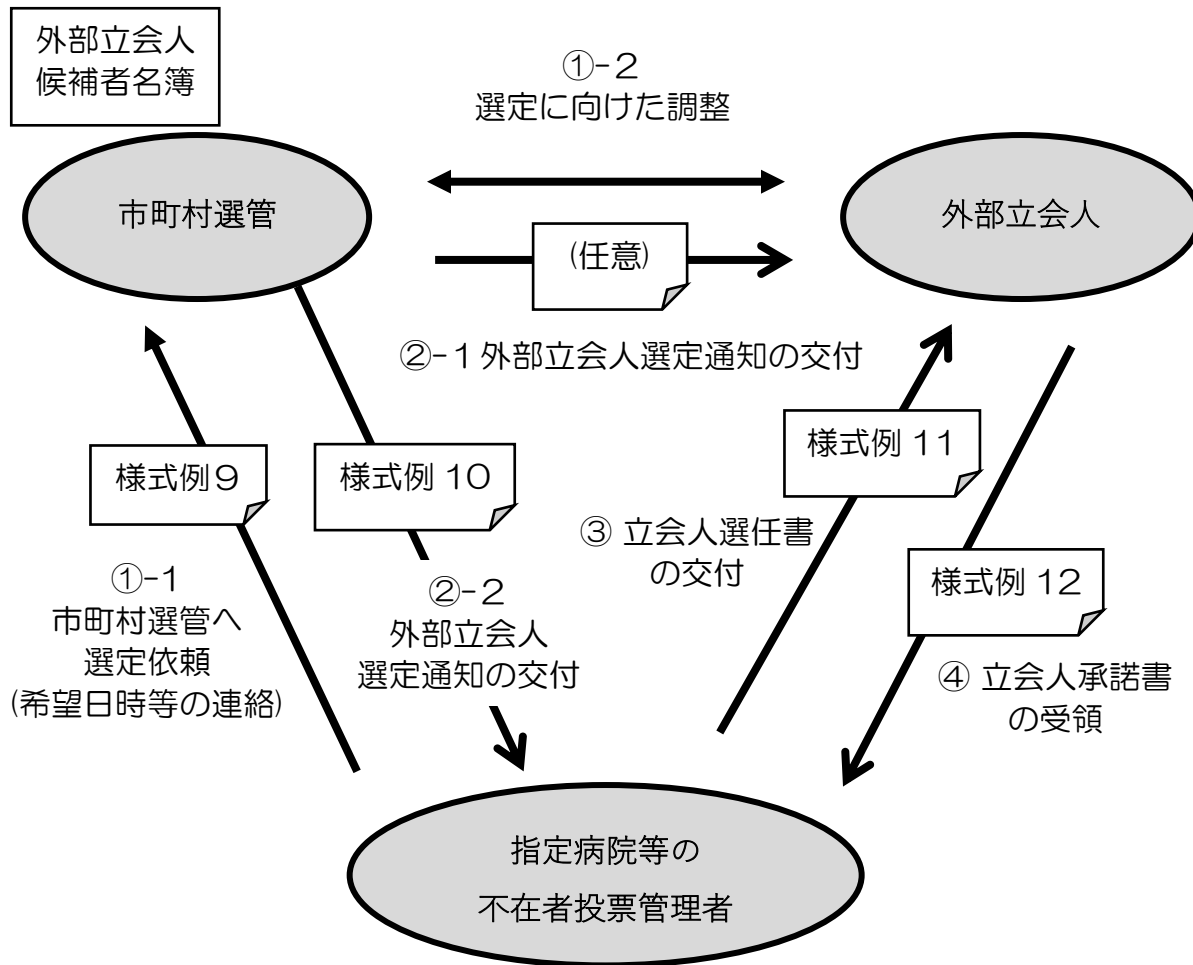
立会いに要した経費（謝金及び旅費）を外部立会人に支払い、必ず**領収書【様式例 13】**を受け取ってください。なお、外部立会人が市町村職員や市町村選挙管理委員会の職員である場合には支払いは不要です。

(2) 外部立会人に要した経費の公費負担

市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を不在者投票管理者が選任した場合、その外部立会人の立会いに要した経費（外部立会人に支給した謝金及び旅費で限度額あり。）について、所定の請求手続を経て、不在者投票管理者に支払われます。

なお、指定病院等が独自に選任した外部立会人に係る経費は対象外になります。

・・・・・・・・・・外部立会人の選任手続（フロー図）・・・・・・・・・・



※ 各様式例は巻末に掲載しています。

7 不在者投票の方法

(1) 不在者投票をさせる前に不在者投票管理者がしなければならないこと

① 投票用紙等の点検(令 58①)

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、投票用紙等を交付された選挙人本人であるかどうかを確認します。

⇒ 候補者の氏名等が記載してある場合は

不在者投票管理者は、選挙人が投票記載場所以外の場所で投票用紙に候補者の氏名等を記載してきた場合は、選挙人に投票用紙等を返還し、名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長からその投票用紙と引換えに投票用紙等の再交付を受けた上で、所定の不在者投票を行わせます。

② 不在者投票証明書の点検(令 58②) (選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合)

請求を受けた市町村選挙管理委員会の委員長は不在者投票の事由があると認めたときは不在者投票証明書(様式例5)を作成し、不在者投票証明書在中封筒(様式例6)に入れて投票用紙等と同時に送付しますので、選挙人は投票の際、不在者投票証明書を提出しなければなりません。その際、点検に当たっての注意すべき点は次のとおりです。

ア 不在者投票証明書の封筒が開破されていないか

不在者投票証明書は、封かんした封筒に入っていますので、封筒のまま提出させ、その封筒が開破されていないかどうかを点検します。

⇒ 不在者投票証明書の封筒が開破されているときは投票させることはできません。

たとえ、選挙人が誤って開破した場合であっても、投票させることはできません。

イ 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書に記載されている投票をしようとする施設の名称が一致するか

投票しようとする施設の名称と一致しない場合、投票は可能ですが、選挙人にその理由を確かめ、不在者投票証明書の余白に記録するなどの措置を取ることが適当です。

ウ 公示(又は告示)の日を確認

選挙の公示(又は告示)の日以前に投票の申出があっても、投票させることはできませんので、公示(又は告示)の日を必ず確認してください。

(2) 投票するときの手続(令 58①、56②)

① 選挙人(投票記載場所において行うこと)

ア 投票用紙に次の内容を記載します。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (衆議院議員選挙) | ・ <u>小選挙区</u> 選挙では候補者1人の氏名 |
| | ・ <u>比例代表</u> 選挙では1つの政党名 |
| (裁判官国民審査) | ・ 辞めさせたい裁判官の欄に×印 |

- (参議院議員選挙) ・ 選挙区選挙では候補者 1 人の氏名
- ・ 比例代表選挙では候補者 1 人の氏名又は政党名
- (知事・市町村長選挙) ・ 候補者 1 人の氏名
- (各議会議員選挙) ・ 候補者 1 人の氏名
- イ 投票用紙を[内封筒]に入れて封をします。
- ウ この[内封筒]を[外封筒]に入れて封をします。
- エ [外封筒]の表面(投票者氏名欄)に署名の上、不在者投票管理者に提出します。

◆◆◆ 注 意 ◆◆◆

- 選挙人が署名を忘れた場合に、不在者投票管理者等が代わって選挙人の氏名を記載してはいけません。
- 選挙人の署名の下に押印することや、不在者投票用封筒を押印により封かんする必要はありません。
- 点字投票があったときの署名は、投票用紙の入った[内封筒]を[外封筒]に入れる前に点字で打っていただくこと。

② 不在者投票管理者・投票立会人

- ア 不在者投票管理者は、[外封筒]の裏面に投票した年月日、場所を記載するとともに記名しなければなりません。この記載及び記名については、必ずしも自署である必要はなく、ゴム印の押印でも構いません。
- イ 投票立会人は、[外封筒]の裏面に必ず署名しなければなりません。

(3) 代理投票を希望する方がいるときは

① どのような選挙人ができるか(法 48①)

心身の故障、その他の理由により自分で候補者の氏名等を書くことができない方は、不在者投票管理者に申請して、代理投票ができます。

② 代理投票をするときは(法 48②、令 58④、56④)

投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから補助者 2 人を定め、そのうち 1 人の補助者の立会いのもとに、もう 1 人の補助者が、投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、不在者投票用封筒([内封筒]⇒[外封筒])に入れて封をし、[外封筒]の表面に選挙人の氏名を記載して直ちに提出します。補助者が封をする場合は、選挙人の面前で行います。

③ 代理投票を拒否できるのは(令 58④、56⑤、41①)

代理投票の事由がないものと不在者投票管理者が認めたときは、投票立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができます。

<※代理投票の仮投票>

代理投票を拒否した場合において、次の場合は、代理投票の仮投票をさせなければなりません。(令 58④、56⑤、41②③)

- 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき。
- 代理投票をさせることについて投票立会人に異議があるとき。

代理投票の仮投票の場合は、代理投票の補助者 2 人のうち、投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者に、選挙人の氏名のほか、その補助者の氏名を不在者投票用封筒〔外封筒〕の表面左下段に「代理記載人何某」と記載させて提出させてください。

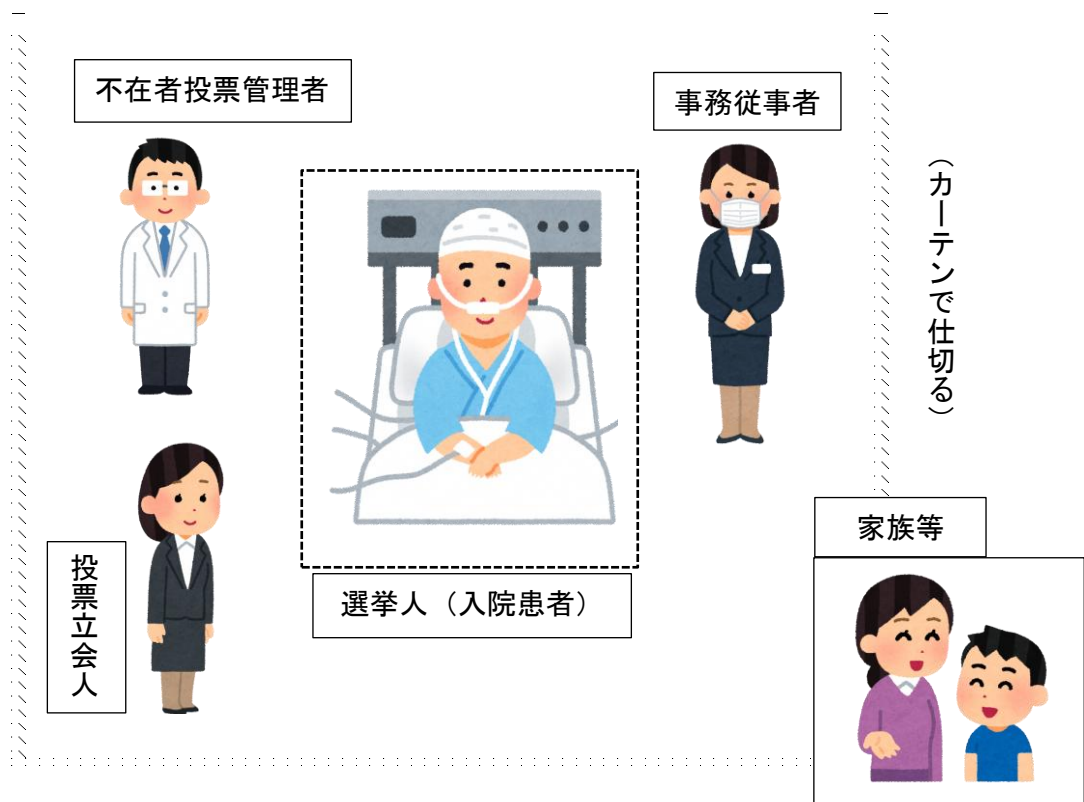
④ 投票記載場所について

代理投票及び点字投票の記載場所は、不在者投票管理者及び投票立会人が管理及び監視できる範囲内で、一般の投票記載場所と分離してください。

(4) ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人など歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理のもとで立会人の立会いがある場合に限り、ベッドの上でもすることができます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、投票立会人、事務従事者以外の方（家族を含む）が立ち会うことがないこと、さらに同室の他の患者から投票の記載が見えないようベッドの周りのカーテンを引くなど、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

なお、当該ベッドのある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示してあるときは撤去します。（法 143①V、145①）



8 特殊な投票や手続

不在者投票の事務処理については、いままで述べてきたことのほかに次のような特殊な投票や手続があります。これらのことの詳細については、県又は市町村の選挙管理委員会にお尋ねください。

選挙人が船員の場合の手続

選挙人が船員である場合は、投票用紙等の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書を併せて提示しなければなりません。(令 50⑥)

また、指定港所在の市町村選挙管理委員会の委員長に対して指定病院等の長又はその代理人が選挙人に代わって投票用紙等の請求をする場合は、加えて船員手帳の提示が必要です。(令 50④、51②)

9 不在者投票の送致等

不在者投票管理者は、前記までの手続の終わった不在者投票用封筒〔外封筒〕を不在者投票証明書(選挙人自身が直接投票用紙等を請求した場合のみ。)とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを選挙人の名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければなりません。(令 60①)

なお、「代理投票」を行った選挙人があった場合は、代理投票報告書(様式例7)の提出が必要ですので、忘れずに送致用封筒に同封してください。

◎ 「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律」の一部改正により、普通郵便の土日配達の休止措置が令和3年10月以降開始されました。

〔投票所が閉鎖する時間までに到達しなかった不在者投票は不受理扱いとなります。〕

また、7の(2)の②に掲げた事項に不備がある場合も受理されませんので送付前の確認を十分に行ってください。

10 不在者投票事務処理簿

不在者投票事務を正確に処理するため不在者投票事務処理簿(様式例8)を備え付け、その経過を記録してください。〔市町村選挙管理委員会への提出は必要ありませんが、外部立会人に係る費用請求等での確認のため、県あるいは市町村選挙管理委員会から提出を求められる場合がありますので、必ず作成してください。〕

11 手続の不備のため無効とされる投票

次のような不在者投票は、無効とされるので十分注意すること。

- ① 投票立会人がなく行われた投票
- ② 不在者投票用封筒に選挙人の署名のない投票
- ③ 不在者投票用封筒に投票立会人の署名のない投票

- ④ 不在者投票を行った日付や場所の記載が漏れた投票（調査の結果により当日投票所の投票管理者が有効と認める場合あり。）
- ⑤ 不在者投票用封筒が破封した投票
- ⑥ 交付された所定の不在者投票用封筒を用いない投票

◆◆◆ 注 意 ◆◆◆

- 不在者投票用封筒に投票立会人の署名がないまま送致された事例がありましたので、不備がないか十分に確認ください。

1 2 選挙執行の周知

県及び市町村の選挙管理委員会は、努めて管内に所在する指定病院等に対して（市町村の選挙については、さらに近隣市町村の指定病院等に対して）、選挙を執行する旨の連絡を行うこととしている。病院長等は、これらの連絡があったときは、選挙人に対してこれを周知するようにすること。

また、県あるいは市町村選挙管理委員会から選挙公報が送付されたときは、入院（入所）中の選挙人への配布または閲覧に供する場所の確保に努めること。

◆◆◆ 注 意 ◆◆◆

- 指定病院等の不在者投票記載場所においては、氏名等の掲示は行わないため、選挙公報を不在者投票記載場所に持ち込み、氏名等掲示に当たる行為をしないよう十分に注意すること。（投票しようとする候補者分を切り抜いて持参することは認められる。）

1 3 経費の精算

指定病院等において行った不在者投票に要した以下の経費は、公費で負担しますので、別途指示する期限までに、それぞれの請求書様式によって請求してください。

（基準法 13 の 2 ①②）

【請求先】

- 市町村の選挙 不在者投票を送致した市町村
- 都道府県の選挙 不在者投票を送致した市町村を包括する都道府県
- 国の選挙 指定病院等の所在地の都道府県（ただし、補欠選挙又は再選挙の場合は、当該選挙が執行される都道府県）

- (1) 不在者投票をした選挙人 1 人につき 1,236 円（文具費及び郵送費として）

※例えば衆議院議員総選挙において、小選挙区・比例代表・国民審査の 3 種類の投票をした場合も、そのうちの 1 つのみを投票した場合も 1 人分の金額です。

※投票用紙等を請求していたが実際には投票しなかった方については、「不在者投票をした選挙人」には該当しませんので、公費負担の対象にはなりません。

※衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙については、福島県以外の都道府県の選挙人名簿に登録されている選挙人の不在者投票であっても、福島県が経費を支払いますので、他の都道府県の選挙人の分も併せて福島県宛てに請求ください。

- (2) 市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせるために要した費用
(謝金及び旅費として実際に外部立会人に支給した額に対する実費弁償)

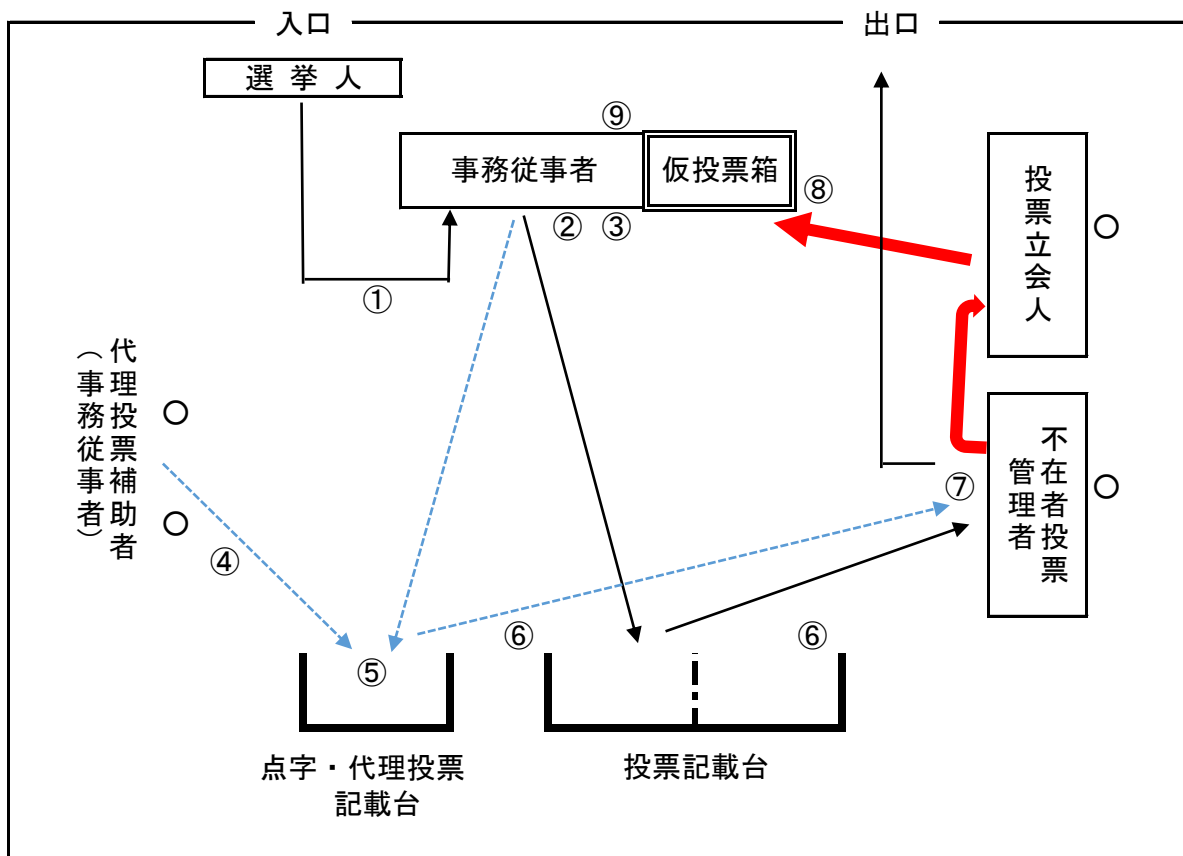
※公費負担額は、1日につき12,400円が上限とされており、1日の一部の時間について立会いに従事した場合には、実際に従事した時間に応じ、勤務の実績に相応した額となります。

従事時間	謝金及び旅費の上限額	備 考
1 時間(1 時間以下)	1,459 円	※食事等の休憩時間は従事時間に含みません。
2 時間(1 時間を超え、2 時間以下)	2,918 円	
3 時間(2 時間を超え、3 時間以下)	4,376 円	
4 時間(3 時間を超え、4 時間以下)	5,835 円	
5 時間(4 時間を超え、5 時間以下)	7,294 円	
6 時間(5 時間を超え、6 時間以下)	8,753 円	
7 時間(6 時間を超え、7 時間以下)	10,212 円	
7 時間を超える場合	12,400 円	

◆◆◆ 注 意 ◆◆◆

- 国又は県に係る不在者投票と、市町村の選挙に係る不在者投票を同時に行った場合の選挙人1人1,236円の経費については、県に請求すること。【二重に請求しないこと】
- 国又は県に係る不在者投票と、市町村の選挙に係る不在者投票を同時に行った場合の外部立会人に係る経費については、県と市町村の負担割合を別途通知する。

《 不在者投票の流れ 》



- ① 受付を行う。自ら市町村選管に投票用紙等の交付を請求した選挙人は、交付された封筒を開封せずに、事務従事者に提出する。
事務従事者は封筒を確認し、中身を点検する。
- ② 事務従事者は、不在者投票事務処理簿を確認し、選挙人に投票用紙と不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）を交付し、投票記載台において投票を行うことを伝える。2つ以上の選挙が同時に行われるときは、1つの選挙ごとに分けて交付することが適切である。
- ③ 選挙人から代理投票の申出があった場合は、不在者投票管理者に告げ、その決定に従う。
- ④ 不在者投票管理者は、代理投票を認める場合、補助者2名に対応を指示する。
- ⑤ 補助者のうち1人が代理記載人となり、もう1人は選挙人の指示どおりに記載しているかを確認する。
- ⑥ 記入が済んだ投票用紙は、内封筒に入れ、さらに外封筒に入れ封をした後、外封筒表面の「投票者」欄に選挙人の氏名を自署のうえ、不在者投票管理者に提出させる。
- ⑦ 不在者投票管理者は、提出された不在者投票用封筒の裏面に、「投票の年月日」「投票場所」「不在者投票管理者の氏名」を記入した後、投票立会人に署名を受ける。
- ⑧ 投票立会人の署名を受けた不在者投票用封筒は、蓋付きの箱などに入れ、不在者投票管理者等が監視できる場所に保管する。
- ⑨ 事務従事者は、不在者投票事務処理簿を整理する。

【様式例 1】

請 求 書

下記の選挙人は、令和 年 月 日執行の 選 挙 の投票日当日、
当（ 病 院・施設等の名称 ）にあるため、 当（ 病院・施設等の名称 ） において投票
する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する
第50条第4項）の規定による依頼があったので、下記の選挙人に代わって、投票用紙
（船員の不在者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

福島県 選挙管理委員会委員長

病 院 住 所 :
施 設
船舶等 名 称 :

職 名 :
請求者 氏 名 :

（事務担当者 : ）
（連絡先（電話） : ）

選 挙 人 名 簿 に 記 載 さ れ て い る 住 所	ふ り が な 選 挙 人 氏 名	生 年 月 日	備 考
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

※ 点字投票の依頼があった場合には、備考欄に「点字」と記載すること。

【様式例 2】

投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書

令和 年 月 日執行の _____ 選挙 において、
不在者投票を行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の請求を依頼しま
す。

令和 年 月 日

..... 院長（施設長） 様

選挙人名簿
に記載され
ている住所

.....

住 所

.....

（病）室名

.....

氏 名

.....

生 年 月 日

..... 年 月 日生（男・女）

【様式例 3】

[期日前投票 ・ 不在者投票]

名簿番号		
投票区 (所)	簿冊	番号

宣誓書 (請求書)

私は、令和 年 月 日執行の _____ 選挙 の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。

(そのため _____ において投票したいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。)

記

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所到達が困難

上記は、真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
電話番号	()	—	(郵送で請求する場合のみ記載すること)	
現 住 所				
選挙人名簿に記載されている住所	(現住所と異なる場合のみ記載すること)			

(選挙管理委員会委員長)

摘要 (選管使用欄)

【様式例 4 ①】 不在者投票用外封筒（一般）

（表）

○ ○ ○ 選挙

不在者投票

（ 外 封 筒 ）

県、市町村
選挙管理委
員会之印

注意

投票者欄の氏名は、必ず自分で書いてください。

☐ 在外選挙人の投票に使用
（在外選挙人氏名）

代理投票の仮投票に
おける代理記載人氏名

投票者

※裏面にも記載欄があります。

《 事務欄 》

市 町 村 名		
投 票 区 名		
選挙人名簿 番 号		男・女

①選挙人に自署していただくこと。
※代理投票の場合は、補助者が選挙人名を記入する。

②「仮投票」の場合のみ補助者の氏名を記入する。

【様式例 4 ①】 不在者投票用外封筒（一般）

(裏)	
のり	
交付市町村名 交付年月日 令和 年 月 日 船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名 府 県 都 道 市 町 村	投票年月日 令和 年 月 日 投票場所 不在者投票管理者 〇〇病院（施設）長 〔氏名〕 投票立会人
⑦	③ ④ ⑤ ⑥

- ③選挙人が指定病院等において実際に投票した年月日（施設側で記載する。）
- ④指定病院等の「施設名称」を記載する。
- ⑤病院長等の職及び氏名を記載する。〔ゴム印等でよい〕
- ⑥投票立会人に必ず署名していただくこと。〔ゴム印は認められない〕
- ⑦船員の不在者投票の場合に、総務省令により指定された市町村選挙管理委員会に対して投票用紙及び不在者投票用封筒を請求した場合のみ施設側で記載する。その他一般の場合は記載しない。

【様式例 4 ②】

(不在者投票用内封筒)

(表)

(内封筒)

注意 この封筒には、何も記載しないでください。
この封筒に記載ずみの投票用紙を入れ、封をしたうえ、
外封筒に入れてさらに封をしてください。
投票用紙は折らなくても入ります。

【様式例 6】

(不在者投票証明書在中封筒)

(表)

注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に
提出してください。
開封すると不在者投票はできません。

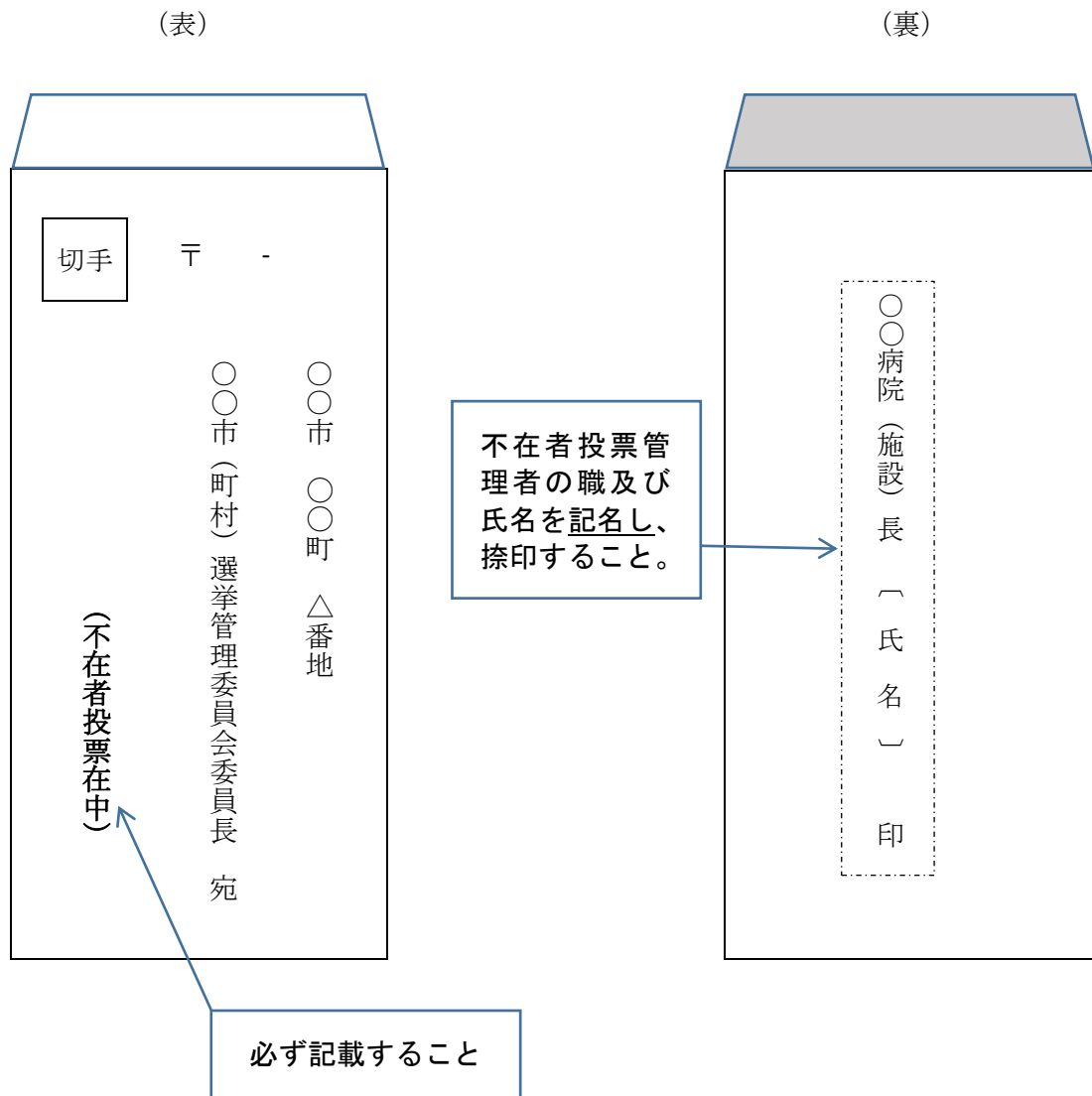
選挙人 「氏 名」

不在者投票証明書在中

【参 考】

(不在者投票送致用封筒) ※指定病院等で準備すること。

※不在者投票用外封筒が折らずに入る大きさであること。



【様式例 5】

選挙	選挙人の生年月日	選挙人の氏名	投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名 称	その他の事項
令和 年 月 日執行 選挙	年 月 日生			

不在者投票証明書

右のとおり証明する。

令和 年 月 日

福島県 選挙管理委員会委員長 〔 氏 名 〕

印

【様式例 7】

代理投票報告書

選挙管理委員会委員長

病院（施設名）

不在者投票管理者名

令和 年 月 日執行 _____ 選挙

選挙人	事由 〔いずれかに○をつけてください〕	補助者	
		氏名	氏名
	心身の故障・ その他の事由（ ）		
	心身の故障・ その他の事由（ ）		
	心身の故障・ その他の事由（ ）		
	心身の故障・ その他の事由（ ）		
	心身の故障・ その他の事由（ ）		
	心身の故障・ その他の事由（ ）		
	心身の故障・ その他の事由（ ）		
	心身の故障・ その他の事由（ ）		
	心身の故障・ その他の事由（ ）		
	心身の故障・ その他の事由（ ）		

不在者投票事務処理簿

【様式例 8】

選挙の種類及び 選挙期日		令和年月日執行		投票の場所 (病院・施設等の名称)		不在者投票 管理者職・氏名						
選挙番号	選挙人氏名 (生年月日)	性別	名簿登録 市町村名	住所	(病)室名	請求依頼の あった月日 選挙へ請求 した月日	投票した 月日 送致した 月日	投票の方法	投票立会人の 住所・氏名	代理投票補助者の住所・氏名	投票拒否 の事項 仮投票	備考
	(. . 生)	男				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	女				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	男				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	女				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	男				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	女				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	男				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	女				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	男				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	女				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	男				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	女				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	男				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	女				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	男				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				
	(. . 生)	女				・	・	本人・代理・ 点字・ベッド・ 仮投票				

【様式例 9】 ≪ 指定病院等⇒市町村選管 ≫

年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会 様

(指定病院等の名称)

(指定病院等の長)

外部立会人の選定について (依頼)

当方においては、下記のとおり、公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 49 条第 1 項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついでに、同条第 10 項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

日 時 :

場 所 :

施設名 :

事務担当者 :

電 話 :

※「指定病院等の長」について、本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示及び当該代理人の本人確認書類の提示が必要です。ただし、「指定病院等の長」本人の署名その他の措置 (例 : 記名押印) がある場合はこの限りではありません。

【様式例 10】《市町村選管⇒指定病院等》

年 月 日

(指定病院等の長) 様

(市町村) 選挙管理委員会委員長

外部立会人の選定〔任命〕について（通知）

貴施設における不在者投票においては、下記のとおり、外部立会人を選定〔任命〕しましたので、通知します。

記

立会人の氏名（ふりがな）

立会人の住所及び連絡先（電話番号）

立会い日時

令和 年 月 日（ ） : ~ :

※「選定」通知でなく、「任命」の通知であった場合は、その後の指定病院等の「選任手続」「報酬支払手続」は不要となります。

【様式例 1 1】《指定病院等⇒外部立会人》

年 月 日

立 会 人 選 任 書

(外部立会人) 様

(指定病院等の名称)

(指定病院等の長)

あなたを、下記のとおり、令和 年 月 日執行〇〇〇〇選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の_____分前までに_____に、おいでください。

記

立会日時 : 令和 年 月 日 () 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇 (予定)

不在者投票の実施場所 : 〇〇〇〇ホーム 〇〇〇〇室

※「指定病院等の長」について、「記名押印」とするか、代表者本人の署名のみとするかは雇用契約等の例にならって、指定病院等でご判断願います。

【様式例 1 2】《外部立会人⇒指定病院等》

年 月 日

立 会 人 承 諾 書

(指定病院等の長) 殿

(住 所)

(電 話 番 号)

(氏名(自署))

下記のとおり、令和 年 月 日執行〇〇〇〇選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

立会日時 : 令和 年 月 日 () 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇 (予定)

不在者投票の実施場所 : 〇〇〇〇ホーム 〇〇〇〇室

※立会人の氏名は本人署名とし、押印不要とする。

(指定病院等は立会人に様式を示す場合は、氏名欄を空白とすること)

【様式例 13】《外部立会人⇒指定病院等》

年 月 日

領 収 書

(指定病院等の長) 殿

_____ 円

不在者投票の外部立会人に係る報酬等について、上記、正に領収しました。

立会日時：令和 年 月 日 () 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

(実績) うち休憩時間 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

従事時間：〇時間〇〇分 (休憩時間を除く)

不在者投票の実施場所：〇〇〇〇ホーム 〇〇〇〇室

選挙の種類： 〇〇〇〇選挙

(住 所)

(電話番号)

(氏 名)

※領収者（立会人）氏名については、本人が署名する場合は押印不要とし、指定病院等で記名された様式を提示した場合は押印を求めることとする。

○福島県公職選挙等執行規程（関係条項のみ）

（不在者投票のできる病院等の指定）

第8条 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第55条第2項又は第4項第2号に規定する県委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設（以下「病院等」という。）の指定の基準は、次のとおりとする。

一 病床数又は入所定員が次に掲げる条件を満たしていること。

ア 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の許可及び同法第27条の許可証の交付を受けている病院のうち病床数がおおむね20床以上の病院又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち入所定員がおおむね20人以上である介護老人保健施設であること。

イ 老人ホーム 入所定員がおおむね20人以上であること。

ウ 身体障害者支援施設 入所定員（通所者に係る入所定員を除く。）がおおむね20人以上であり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体の障害の程度が一級又は二級と記載されている者がおおむね10人以上入所していること。

エ 保護施設 入所定員（通所者に係る入所定員を除く。）がおおむね30人以上であること。

二 不在者投票を行うための適当な施設を有していること。

三 不在者投票事務に従事できる職員が常時勤務していること。

2 前項の規定による県委員会の指定を受けようとする病院等の長は、県委員会に申請しなければならない。

3 県委員会は、前項の規定による病院等の長からの申請が第1項に規定する指定の基準に照らし適当であると認めるときは、当該病院等を不在者投票のできる病院等として指定するものとする。

4 前項の規定により県委員会が指定した病院等の長は、当該病院等を閉鎖したとき又は当該病院等の名称若しくは所在地を変更したときは、その旨を県委員会に届け出なければならない。

5 県委員会は、第3項の規定により指定した病院等が第1項に規定する指定の基準に該当しなくなったと認めるときその他指定を取り消すことが適当であると認めるときは、当該病院等の指定を取り消すことができる。

6 県委員会は、病院等を新たに指定したとき、既に指定している病院等が閉鎖したとき、病院等の指定を取り消したとき又は病院等が名称若しくは所在地を変更したときは、速やかにその旨を告示するものとする。

7 この条に定めるもののほか、不在者投票のできる病院等の指定の事務取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

○不在者投票に関する施設の指定に伴う事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、福島県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）が公職選挙法施行令第55条第2項又は第4項第2号及び福島県公職選挙等執行規程（以下「規程」という。）第8条第7項の規定により、その長が不在者投票管理者となる病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設（以下「病院等」という。）を指定するための事務取扱について定める。

(指定の申請)

第2 県委員会地方事務局長（以下「地方事務局長」という。）は、指定することが適当であると認めたときは、当該病院等の長に対し申請をするよう勧告することができる。

(指定のための調査)

第3 地方事務局長は、申請のあった病院等の調査を行い、その結果を県委員会に副申するものとする。

(病院等の指定)

第4 県委員会は、地方事務局長の副申に基づき、選挙管理委員会の議決を経て指定するものとする。

(異動等の届出)

第5 地方事務局長は、規程第8条第4項に規定する病院等の長からの届出がなされていないことを知ったときは、県委員会に報告するとともに当該病院等の長に対し、すみやかに県委員会に届け出るよう勧告するものとする。

(指定取消しのための内申)

第6 地方事務局長は、既に指定されている病院等が規程第8条第1項に規定する指定の基準に該当しなくなつたと認めるときその他指定を取り消すことが適当であると認めるときは、その旨を県委員会に内申することができる。

(指定取消しのための調査)

第7 地方事務局長は、指定取消しのための調査を第3の規定に準じて行い、その結果を県委員会に副申するものとする。

(指定の取消し)

第8 県委員会は、地方事務局長の副申に基づき、選挙管理委員会の議決を経て指定を取り消すものとする。

(病院等の長等に対する通知)

第9 県委員会は、病院等を指定したとき又は指定を取り消したときは、当該病院等の長にその旨を通知するものとする。

2 県委員会は、病院等を指定したとき、指定を取り消したとき、病院等を閉鎖したとき又は病院等が名称若しくは所在地を変更したときは、地方事務局長、市町村委員会及び関係機関に通知するものとする。

(指定した病院等の一覧表の作成)

第10 県委員会は、指定した病院等の一覧表を作成し、これを県委員会ホームページに掲載するとともに、適時更新するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年6月21日から施行する。
- 2 昭和40年9月9日福島県事務所長あて福島県選挙管理委員会委員長通知「不在者投票に関する病院等の指定要領」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 改正後の不在者投票に関する施設の指定に伴う事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以降その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

(第1号様式) 不在者投票施設指定申請書

令和 年 月 日

福島県選挙管理委員会委員長

施設の長 印

不在者投票施設指定申請書

公職選挙法施行令第55条第2項又は第4項第2号の規定による不在者投票のできる施設として指定されるよう申請いたします。

なお、指定された際には速やかに投票用設備等の整備を図り、管理に遺漏のないよう配慮することを確約いたします。

記

施設 の 名 称			
施設 の 所 在 地	〒 (電 話)		
開設許可年月日	許認可 (年 月 日) 番号 () 開設 (年 月 日)		
不在者投票管理者			
同 職務代理者			
施設 の 概 要	病床数又は入所定員 (申請時の入所定員)	床 (人) 人	
	職員 (事務員) 数	人	
	職員の職種別人数		
	不在者投票を行う施設の状況		
添付書類	1 施設の概要書 2 投票をする場所の見取図 3 開設及び使用許認可の写 4 法人の場合は法人許可証の写 5 その他県委員会が指示する書類		

(記載上の注意)

- 1 「施設の名称」欄には、許認可になった正式名称を記入すること。
- 2 「施設の所在地」欄には、番地まで正確に記載すること。
- 3 「開設許認可年月日」欄には、許認可年月日のほかに許認可番号、開設年月日も記入すること。
- 4 「職員の職種別人員」欄には、常時勤務する職員の職種及び各々の人員を記入すること。
- 5 「不在者投票を行う施設の状況」欄には、不在者投票を行う室の名称及び面積等を記入すること。
- 6 提出部数は、2部とする。

(第2号様式) 不在者投票施設調査表

不在者投票施設調査表

調 査 年 月 日		調 査 の 相 手 方		調 査 を し た 者 の 職 氏 名	
令和 年 月 日				地方事務局	

項 目	内 容									
施設の名称（正式名）										
所在地（正確に記入）	〒 (市 - -)									
開設者の名称	(代表者)									
開設許認可年月日	令和 年 月 日 (開設年月日) 令和 年 月 日									
不在者投票管理者の職及び氏名等	職 名				常勤・非常勤の別	常 勤 ・ 非常勤				
	氏 名				公職に従事の有無	有 () ・ 無				
同 職務代理者の氏名	職 名				氏 名					
許可病床数（科目別） 又は入所定（人）員 ※併設施設がある場合は、 その状況を記載すること。										
調査日現在の科目別 患者数又は入所人員 ※併設施設の状況も併せて 記載すること。										
定 員 別 入 所 室 数	人 室 室, 人 室 室, 人 室 室, 人 室 室, 人 室 室,									
職員に関する事項	総 職 員 数	医 常 勤				非常勤	人（嘱託医）			
	医 師 人	師 科目別								
	職 員 人	事務員	人	看護師	人	薬剤師	人	栄養士	人	人
	合 計 人	作業療法士	人	介護員	人	相談指導員	人	指導員	人	
	投票事務に従事する 予定職員の職・氏名	事務従事者								
	投票立会人									
不在者投票を行う場所	(室名) (面積) m ²									
入 所 者 の 状 況	調査日現在の有権者数		人							
	閉 鎖 病 棟 の 有 無		有 ・ 無 (有の場合は許可病床数) 床							
不在者投票のできる	病床数又は入所定員が 条件を満たしているか		適 ・ 否							
施設としての適格性	不在者投票を行うための 適切な施設を有しているか		適 ・ 否							
(調査者の意見)	不在者投票事務に従事 できる職員が常時勤務 しているか		適 ・ 否							
総 合 意 見 ※併設施設における不在者 投票の管理の可否について も併せて記載すること。										

《記載要領》

- 1 「許可病床数（科目別）又は入所定（人）員 ※併設施設がある場合は、その状況を記載すること。」欄については、入所定員が20人未満の軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）が併設されている場合、施設の状況（施設の種別、名称、住所、施設長の名称、連絡先電話番号など）を記載すること。
- 2 「総合意見※併設施設における不在者投票の管理の可否についても併せて記載すること。」欄については、上記1の状況から、併設施設においても不在者投票の管理に支障がなく適正に管理することが期待される場合においては、その旨記載すること。

(第 3 号様式) 閉鎖届

年 月 日

福島県選挙管理委員会委員長

施設の長



不在者投票施設閉鎖届

当施設は、公職選挙法施行令第 55 条第 2 項又は第 4 項第 2 号の規定による不在者投票のできる施設として指定されておりますが、下記のとおり閉鎖しましたので届け出ます。

記

指定施設の名称	
所在地	
閉鎖年月日	年 月 日

(第 4 号様式) 異動届

年 月 日

福島県選挙管理委員会委員長

施設の長



不在者投票施設異動届

当施設は、公職選挙法施行令第 55 条第 2 項又は第 4 項第 2 号の規定による不在者投票のできる施設として指定されておりますが、下記のとおり異動がありましたので届け出ます。

記

異動事項	異動内容		異動年月日
	新	旧	
(ふりがな) 指定施設の名称			・ ・
所在地			・ ・

(第 5 号様式) 指定取消内申書

年 月 日

選挙管理委員会委員長

〇〇地方事務局長

不在者投票施設指定取消内申書

下記の施設について、公職選挙法施行令第 55 条第 2 項又は第 4 項第 2 号の規定による不在者投票のできる施設の指定を取り消されるよう内申します。

記

指定施設の名称	
所 在 地	
指定取消を適当と認める理由	

(注) 「指定取消を適当と認める理由」欄には、許可病床数(入所定員)の減少、最近の選挙における不在者投票者数及びその取り扱い状況等具体的に記載すること。

○市町村選挙管理委員会一覧

市町村名	選挙管理委員会所在地	電話番号
福島市	960-8601 福島市五老内町3-1	024-525-3777
会津若松市	965-8601 会津若松市東栄町3番46号	0242-39-1331
郡山市	963-8601 郡山市朝日1-23-7	024-924-2461
いわき市	970-8026 いわき市平字堂根町4-8	0246-22-7532
白河市	961-8602 白河市八幡小路7-1	0248-28-5546
須賀川市	962-8601 須賀川市八幡町135	0248-88-9163
喜多方市	966-8601 喜多方市字御清水東7244-2	0241-24-5258
相馬市	976-8601 相馬市中村字北町63番地の3	0244-37-2192
二本松市	964-8601 二本松市金色403-1	0243-55-5146
田村市	963-4393 田村市船引町船引字畑添76-2	0247-82-1113
南相馬市	975-8686 南相馬市原町区本町2-27	0244-24-5285
伊達市	960-0692 伊達市保原町字舟橋180	024-575-1204
本宮市	969-1192 本宮市本宮字万世212	0243-24-5438
伊達郡		
桑折町	969-1692 桑折町大字谷地字道下22-7	024-582-2111
国見町	969-1761 国見町大字藤田字一丁田二1番7	024-585-2111
川俣町	960-1492 川俣町字五百田30	024-566-2111
安達郡		
大玉村	969-1392 大玉村玉井字星内70	0243-24-8134
岩瀬郡		
鏡石町	969-0492 鏡石町不時沼345	0248-62-2111
天栄村	962-0592 天栄村大字下松本字原畑78	0248-82-2111
南会津郡		
下郷町	969-5345 下郷町大字塩生字大石1000	0241-69-1122
檜枝岐村	967-0525 檜枝岐村字下ノ原880	0241-75-2500
只見町	968-0421 只見町大字只見字町下2591-30	0241-82-5210
南会津町	967-8501 南会津町田島字後原甲3531-1	0241-62-6100
耶麻郡		
北塩原村	966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151	0241-23-3111
西会津町	969-4495 西会津町野沢字下小屋上乙3308	0241-45-2211
磐梯町	969-3392 磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855	0242-74-1223
猪苗代町	969-3123 猪苗代町字城南100	0242-62-2111
河沼郡		
会津坂下町	969-6592 会津坂下町字市中三番甲3662	0242-84-1503
湯川村	969-3593 湯川村大字清水田字長瀬18番地	0241-27-8800
柳津町	969-7201 柳津町大字柳津字下平乙234	0241-42-2112
大沼郡		
三島町	969-7511 三島町大字宮下字宮下350	0241-48-5511
金山町	968-0011 金山町大字川口字谷地393	0241-54-5222
昭和村	968-0103 昭和村大字下中津川字中島652番地	0241-57-2199
会津美里町	969-6292 会津美里町字新布才地1番地	0242-55-1122

市町村名	選 挙 管 理 委 員 会 所 在 地	電話番号
西白河郡		
西 郷 村	961－8501 西郷村大字熊倉字折口原 4 0	0248-25-1112
泉 崎 村	969－0196 泉崎村大字泉崎字八丸 1 4 5	0248-53-2409
中 島 村	961－0192 中島村大字滑津字中島西 1 1－1	0248-52-3486
矢 吹 町	969－0296 矢吹町一本木 1 0 1	0248-42-2117
東白川郡		
棚 倉 町	963－6192 棚倉町大字棚倉字中居野 3 3	0247-33-2111
矢 祭 町	963－5192 矢祭町大字東館字館本 6 6	0247-46-3131
塙 町	963－5492 塙町大字塙字大町 3－2 1	0247-43-2111
鮫 川 村	963－8401 鮫川村大字赤坂中野字新宿 3 9 番地 5	0247-49-3111
石川郡		
石 川 町	963－7893 石川町字長久保 1 8 5－4	0247-26-2111
玉 川 村	963－6392 玉川村大字小高字中囃 9	0247-57-4621
平 田 村	963－8292 平田村大字永田字切田 1 1 6	0247-55-3111
浅 川 町	963－6292 浅川町大字浅川字背戸谷地 112－15	0247-36-4121
古 殿 町	963－8304 古殿町大字松川字新桑原 3 1	0247-53-3111
田村郡		
三 春 町	963－7796 三春町字大町 1－2	0247-62-2111
小 野 町	963－3492 小野町大字小野新町字館廻 9 2	0247-72-2111
双葉郡		
広 野 町	979－0402 広野町大字下北迫字苗代替 3 5	0240-27-2111
檜 葉 町	979－0696 檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地の 6	0240-23-6100
富 岡 町	979－1192 富岡町大字本岡字王塚 6 2 2 番地の 1	0240-22-9006
川 内 村	979－1292 川内村大字上川内字早渡 1 1－2 4	0240-38-2111
大 熊 町	979－1306 大熊町大字大川原字南平 1717	0240-23-7569
双 葉 町	979－1495 双葉町大字長塚字町西 7 3 番地 4	0240-33-0124
浪 江 町	979－1592 浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2	0240-34-0235
葛 尾 村	979－1602 葛尾村大字落合字落合 1 6	0240-29-2111
相馬郡		
新 地 町	979－2792 新地町谷地小屋字樋掛田 3 0	0244-62-2111
飯 館 村	960－1892 飯館村伊丹沢字伊丹沢 5 8 0 番地 1	0244-42-1611

○県選管地方事務局（県地方振興局）一覧

地方事務局名	地 方 事 務 局 所 在 地	電話番号
県北地方 事務局	960－8670 福島市杉妻町２－１６【北庁舎４階】	024-521-2654
県中地方 事務局	963－8540 郡山市南一丁目９４番地	024-935-1214
県南地方 事務局	961－0971 白河市昭和町２６９	0248-23-1506
会津地方 事務局	965－8501 会津若松市追手町７－５	0242-29-5214
南会津地方 事務局	967－0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲４２７７－１	0241-62-5203
相双地方 事務局	975－0031 南相馬市原町区錦町１－３０	0244-26-1116
いわき地方 事務局	970－8026 いわき市平字梅本１５	0246-24-6005

○都道府県選挙管理委員会一覧

都道府県名	選挙管理委員会所在地	電話番号
福島県	960-8670 福島市杉妻町2-16	024-521-7062
北海道	060-8588 札幌市中央区北3条西6	011-204-5153
青森県	030-8570 青森市長島1-1-1	017-734-9076
岩手県	020-8570 盛岡市内丸10-1	019-629-5238
宮城県	980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2343
秋田県	010-8570 秋田市山王4-1-1	018-860-1145
山形県	990-8570 山形市松波2-8-1	023-630-2081
茨城県	310-8555 水戸市笠原町978-6	029-301-2462
栃木県	320-8501 宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2126
群馬県	371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-2218
埼玉県	330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2695
千葉県	260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2142
東京都	163-8001 新宿区西新宿2-8-1	03-5320-6906
神奈川県	231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-3179
新潟県	950-8570 新潟市中央区新光町4-1	025-280-5057
山梨県	400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1829
長野県	380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7069
静岡県	420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-2058
富山県	930-8501 富山市新総曲輪1-7	076-444-3183
石川県	920-8580 金沢市鞍月1-1	076-225-1282
福井県	910-8580 福井市大手3-17-1	0776-20-0357
岐阜県	500-8570 岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8106
愛知県	460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6069
三重県	514-8570 津市広明町13	059-224-2172
滋賀県	520-8577 大津市京町4-1-1	077-528-3239
京都府	602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4450
大阪府	540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22	06-6944-9118
兵庫県	650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3101
奈良県	630-8501 奈良市登大路町30	0742-27-8419
和歌山県	640-8585 和歌山市小松原通1-1	073-441-3785
鳥取県	680-8570 鳥取市東町1-220	0857-26-7061
島根県	690-8501 松江市殿町1	0852-22-5792
岡山県	700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7273
広島県	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2605
山口県	753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2320

都道府県名	選 挙 管 理 委 員 会 所 在 地	電話番号
徳 島 県	770-8570 徳島市万代町1-1	088-621-3205
香 川 県	760-8570 高松市番町4-1-10	087-832-3088
愛 媛 県	790-8570 松山市一番町4-4-2	089-912-2212
高 知 県	780-8570 高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9314
福 岡 県	812-8577 福岡市博多区東公園7-7	092-643-3077
佐 賀 県	840-8570 佐賀市城内1-1-59	0952-25-7025
長 崎 県	850-8570 長崎市尾上町3-1	095-895-2137
熊 本 県	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2104
大 分 県	870-8501 大分市大手町3-1-1	097-506-2412
宮 崎 県	880-8501 宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7024
鹿 児 島 県	890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2237
沖 縄 県	900-8570 那覇市泉崎1-2-2	098-866-2141